No.129　2015年秋号

シグナル

- 電子レンジの安全な使い方!
- 契約は慎重に! 学習教材の訪問販売
- 製品を安全に使うための基礎知識

消費者・生活者が主役となる社会へ

「夏休み 家族で工作教室」を開催しました!

◀当日のセミナーの様子。
29名の市民の方が参加されました。

◀接着剤を使って
作ったオリジナルバッグの一例

8月18日に夏休み企画「家族で工作教室～デコレーションバッグを作ろう!～」を開催しました。

当日は市内の小学生と保護者のみなさんが多数参加され、普段何気なく使っている接着剤の種類や使い方について講師のコニシ株式会社の方から正しい使い方を教わりながら、接着剤を使って飾りつけをしたオリジナルのかばんを親子で作りました。

その契約、あやしいと思ったら!

枚方市立消費生活センター

■相　談　受　付／午前9時30分～午後4時30分
〈土・日・祝日、年末年始を除く〉

■相談専用電話／072-844-2431

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202 ひらかたサンプラザ3号館2階
（枚方市駅東改札口を出て右に徒歩1分）

電子レンジの安全な使い方!

電子レンジは火を使わずに食品を温めたり解凍ができる便利な調理器具ですが、ガスコンロなどの外部からの加熱用調理器具とは違い、マイクロ波によって加熱品内部の水分子を振動させ、その時発生する摩擦熱によって加熱します。使い方を誤ると事故に繋がりますので、使い方には注意が必要です。

事例1

- **水をマグカップに入れて温めたところ、突沸した。**

■突沸とは、

液体が何らかのショックを受けて、突然沸騰して中の液体が飛び散る現象で、高温になった液体が飛び散り火傷の危険があります。

水、牛乳、豆乳、コーヒー、スープ、みそ汁や粉末飲料の事例があります。

突沸は前触れもなく起きます。特に粉末飲料は事前にかき混ぜてから加熱するようにしましょう。温めすぎた時は、加熱が終了してもすぐには取り出さず、数分間冷ましてから扉を開けるようにしましょう。

事例2

- **さつまいもを加熱すると、いもが焦げて発火した。**
- **冷凍したおにぎりを解凍しようとすると、庫内から発火した。**

■食品の発煙・発火は、

庫内の汚れや加熱のし過ぎが原因です。少量のさつまいもや人参などの根菜類、ご飯やパンなど水分が少なく焦げやすい食品の加熱や少量の食品の加熱は、加熱のし過ぎになり発火や発煙に至ることがあります。水を加えたり量を増やしたりして様子を見ながら少しずつ加熱しましょう。

発煙・発火している時に慌てて扉を開くと酸素が急激に入り炎の勢いが増し、さらに危険が高まります。

停止ボタン等で一旦停止させて電源プラグを抜き、扉を開けずに煙や火が収まるのを待ちましょう。

それでも鎮火しない場合や、扉が開いてしまった時は水などで消火するようにしましょう。

事例3

- **生卵をレンジ用の卵調理器具に入れて加熱したところ、卵が破裂して庫内が焦げた。**
- **ゆで卵や目玉焼きを再加熱して卵を取り出して、箸で刺すと、突然破裂して破片が飛び散った。**

破裂により高温になった食品の破片が飛び散り、火傷する可能性があり危険です。食品や庫内が十分に冷めるまで待ちましょう。飛散した破片はきれいに取り除きましょう。

■食品の破裂は、

卵には殻があり、白身も黄身もそれぞれ膜に包まれているため、加熱すると内部に発生した水蒸気が逃げ場を失い圧力が上がり破裂します。卵の黄身をとぎほぐせば加熱できます。くりやぎんなん等も殻付きの食品ですので殻付きの状態での加熱は止めましょう。

安全に使うために

①庫内はこまめに清掃し、汚れた状態では使わない。

庫内に付着した食品カスや汚れが原因で発煙や発火を引き起こす恐れがあります。庫内にあるマイクロ波の出口は特にきれいに掃除しましょう。

②食品を加熱し過ぎない。

必要以上に加熱すると発煙や発火の原因になります。電子レンジにより出力の強さは異なります。料理本に書かれた出力や時間を鵜呑みにせず電子レンジの取扱説明書に従いましょう。

③金や銀の装飾が施された皿は使わない。

磁器・陶器は基本的には電子レンジで使用できますが、金・銀付きの皿は模様のない皿に比べて温度分布が不均一になり火花が発生することがあります。使用は止めましょう。

④調理以外の目的に使用しない。

電子レンジは調理用を目的にした調理器具です。取扱説明書では、おしぼりの温めや乾燥、哺乳ビンの消毒等の使用は禁止になっていますので確認しましょう。

⑤取扱説明書をよく読みましょう。

契約は慎重に!

学習教材の訪問販売

子供を持つ親にとって気になることの一つは、学校の成績。

そんな**「子供に勉強してほしい」**という親心に付け込み高額な

学習教材を売りつける**訪問販売**のトラブルを紹介します。

事例　女性の声で「よい学習教材の話を聞いてほしい」と電話があった。

息子は中学1年生。小学生のころと比べると、勉強も格段に難しくなり、塾へ通わせることも検討していた時期なので、話だけでも聞いてみようと、訪問を承諾した。

自宅に来たのは男性で「必ず成績は良くなる」「塾に通うより安く済む」「先生が使っているテキストなので、チェックのあるところを勉強すれば必ず高得点が取れる」等と言った。高額なので断ったが「今日ならキャンペーン期間中で安くなる」等と、強引に勧められ、中学3年間の補助教材60万円を36回払いで契約した。わからないところは、FAXで質問すれば指導すると言われた。

2～3ヶ月後に、100万円のパソコン教材も勧められたが断った。しかし、その後息子は教材が教科書と合っていないため、ほとんど利用せず、FAXでの指導も受けていない。役に立たないので、できれば解約したい。

テレビで悪質な教材販売会社の社長が逮捕されたと報道していたが、勧誘トークが同じだった。だまされたのか。

子どもにとって本当に必要?

「成績アップは確実」「最後まで面倒を見ます」などと勧誘されても、本当に子どもにとって必要な契約かどうか、よく考えてみましょう。確実に成績アップを保証しているわけではなく、業者は教材の販売が目的です。

実際に使ってみると、説明と違い、教材が子供の授業内容とあっておらず、全く使用しなくなり使わない教材の契約をキャンセルしたいと思うこともあります。

アドバイス

特定商取引法では、教材の訪問販売は規制の対象となっています。

❶契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフできます。家庭教師や学習塾のような継続的なサービスの提供の場合と異なり、教材だけの契約の場合、中途解約権はありません。

❷通常、1学年程度の教材の量が適量と考えられています。1回の契約が多すぎる場合は過量販売で取り消すことが可能です。(契約から1年間)

❸勧誘の際の説明に嘘があった場合、消費者が嘘と気付いた時から6カ月以内なら取り消すことができる場合があります。(契約締結から5年まで)

- 訪問販売をしようとする場合は業者名・取扱い商品やサービスの種類・セールスの目的を明示するよう義務づけています。必ず確認しましょう。
- 契約前に契約内容や解約等について十分に説明を受け、契約書面を確かめましょう。
- その場で契約せずに、他社の教材や費用と比較するなど十分情報収集を行い、慎重に判断しましょう。
- 子供の同席を求められても、親が客観的に判断しましょう。

困った時は、消費生活センターに相談しましょう。

製品を安全に使うための 基礎知識

「リコール」ってご存じですか?

1 リコールとは

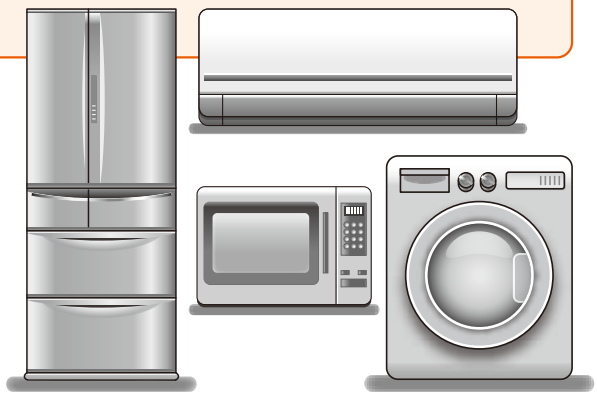

最近、自動車の安全装置(エアバッグなど)の不具合に対するリコール問題が国内外で話題になっていますが、自動車のほかにも家電製品など身の回りにあるものによる事故の再発を防止するため、製造事業者等(一般的に「メーカー」と呼ばれています。)が製品を無償で修理したり、回収等を行うことがあります。

2 まずは情報を入手する

リコール対象製品で修理や回収などの対応ができていなかったため、火災等の重大事故に至るケースは年間100件以上にもなります。事故は、尊い人命やあなたの財産を奪うことにもなります。事故に遭わないために、リコール情報を入手しましょう。

■リコール情報を入手するために…

◆新聞の社告、折込チラシ、店頭のポスター等に掲載されることがあります。

◆商品を購入した際に、メーカーに対してユーザー登録したりすることや、販売店の会員になることで情報が届く体制を整えている事業者もあります。

◆通信販売で購入した場合は、直接、購入者にリコール通知が届くこともあります。

◆自動車は国土交通省、消防関係製品は総務省消防庁などその管轄する省庁がホームページなどで情報を発信していますので参考にしましょう。

◆消費者庁ではリコール情報サイト(http://www.recall.go.jp/)を開設しています。会員登録することで新着リコール情報をメールで受け取ることもできます。

お使いの製品がリコール対象製品だった場合には、すぐに使用を中止し、事業者に連絡してください。

家電製品を正しく使っていますか?

リコール対象製品はすぐに使用を中止してください。対象外の製品でも使い方やお手入れ方法を誤ると、思わぬ事故や火災につながるおそれがあります。

ご家庭でこんな使い方をしていませんか?

▼電子レンジの庫内に食品カスなどが残ったまま使用していませんか。
※残った食品カスなどが炭化し、発煙・発火のおそれがあります。定期的にお掃除をしてください。

▼電源プラグ周りにホコリなどがたまっていませんか。
※差し込んだままの電源プラグに、ほこりや湿気がたまると発火のおそれがあります(トラッキング現象)。こまめにお掃除をしましょう。

▼タコ足配線をしていませんか。
※つないだ家電製品によってはコンセントの定格容量(例:「合計1,500wまで」の表示)を超え、発熱・発火するおそれがあります。

▼エアコンと他の家電製品を一緒に使用していませんか。
※エアコンは専用回線を使用しましょう。延長コードやテーブルタップなどで他の家電製品とつないで使用すると過熱して発煙・発火のおそれがあります。ご注意ください。

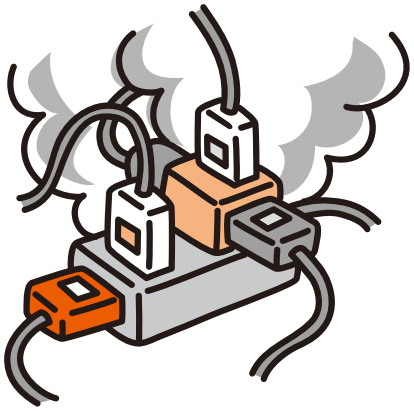

長期間使用中の家電製品を把握していますか?

取扱説明書により正しく使用している家電製品でも長年使用していると経年劣化により発火する可能性があります。経年劣化による事故件数の多い5品目(扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビ)は「長期使用製品安全表示制度」該当製品として製造年、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起を表示するよう制度化されています。制度導入前の製品も含め、お手持ちの家電製品について日頃の点検などいま一度ご注意ください。

こんな症状があったとき は! 〈一例〉

◆運転中に異音がする　◆異常に熱くなる　◆動作がおかしい　◆異臭がする、焦げ臭い
◆スイッチを入れても動かない　◆ほこりや異物が詰まっている　など…
※使用を中止し、取扱説明書を参考にメーカーに問い合わせをする、またはお近くの家電販売店にご相談ください。

家電製品などを使用中に何か気になる事象が生じたときはその使用を中止し、取扱説明書・メーカーのホームページ、もしくは経済産業省のホームページなどでご確認ください。
また、一般財団法人 家電製品協会のホームページ(http://www.aeha.or.jp/)でも詳しい情報を入手できます。

ひとりで悩まず、お電話ください。相談は無料です!

消費生活センター相談案内

◆相談受付　072-844-2431

◆受付時間　午前9時30分～午後4時30分
（土・日・祝日、年末年始除く）

ネット販売やキャッチセールスのトラブルなど、気軽にご相談ください。専門の相談員が、あなたと一緒に解決の方法を考えます。対象は、枚方市在住、在職、在学の方です。なお、メールでのご相談は受付していません。

◆消費生活センター付近図

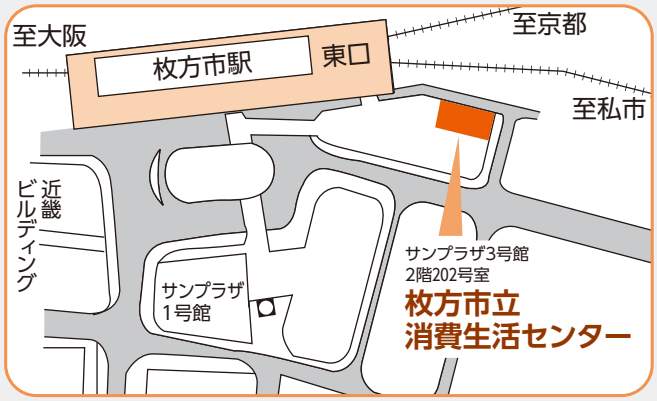

土・日の相談窓口 消費者問題の専門家が実施する週末電話相談があります。（年末年始を除く10時～16時）
◆土曜日☎06-4790-8110〈ナックス・ウィークエンド・テレホン〉（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
◆日曜日☎06-6203-7650〈ジェーカス日曜相談〉（公社）全国消費生活相談員協会

賢い消費者をめざして…

■講座を開催しています

消費生活センターでは、安全安心で豊かな消費生活を送っていただくために、今話題のテーマを取り上げるなど、消費生活セミナーや講演会を随時開催しています。

■くらしの赤信号（月刊）やシグナル（季刊）を発行しています

消費生活に関する情報や相談事例などを盛り込んだ情報紙です。

■講師を派遣しています（出前講座）

消費生活について学習したいグループのために、相談員を地域に派遣しています。

■各種パンフレットなどを提供しています

国民生活センターや大阪府・市が発行している冊子のほか、悪質商法、食品表示、金融商品、住宅関連などのパンフレットを配布提供しています。

■貸出します

消費生活に関するビデオ・DVD・書籍の貸出を行っています。

■パソコンが使えます

消費生活情報の検索ができます。ただし、文書作成やメールの送受信はできません。

「その手はくらわん」ステッカーを配布しています

室内用として玄関付近や冷蔵庫等、日常生活において目につきやすい場所に貼っていただけるマグネット式ステッカーとなっております。ぜひ、悪質商法に対する注意喚起としてご活用ください。

ご入用の方は、消費生活センターまたは市役所市民室・各支所・枚方市駅サービスセンター及びサービスコーナーでお受け取りください。

（10cm×10cm）

その契約、あやしいと思ったら！
枚方市立消費生活センター
〒573-0032　枚方市岡東町12番3-202　ひらかたサンプラザ3号館2階
TEL&FAX 072-844-2433　（枚方市駅東改札口を出て右に徒歩1分）